

平成29年度

財政援助団体等監査結果報告書

昭島市勤労市民共済会

市民部産業活性課

昭島市監査委員

平成 29 年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

第 2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
昭島市勤労市民共済会	市民部産業活性課

第 3 監査の範囲

平成 28 年度に交付された「昭島市勤労市民共済会補助金」に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施日、実施場所、対象団体及び所管部課

- 1 実施日 平成 29 年 10 月 17 日（火）
- 2 実施場所 監査事務局
- 3 対象団体 昭島市勤労市民共済会（実地監査）
- 4 所管部課 市民部産業活性課（実地監査）

なお、書面監査については、平成 29 年 9 月 20 日から同年 9 月 27 日までの間で実施した。

第 5 監査の期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 11 月 27 日まで

第 6 監査の手続

財政的援助を与えている対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、第 7 監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第 7 監査の着眼点

- 1 所管部課
 - (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
 - (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
 - (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。

- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- (6) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。
- (7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金の収支会計経理は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (6) 団体の諸規程等は、整備されているか。

第8 昭島市勤労市民共済会の概要

1 共済会の目的

昭島市勤労市民共済会は、昭島市内の中小企業に勤務する従業員及び事業主の福利厚生を増進を図るとともに、当該事業所の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として、昭和56年4月1日に設立された団体である。

2 所在地

東京都昭島市昭和町三丁目10番2号 昭島市勤労商工市民センター内

3 会員数及び事業所数（平成29年3月31日現在）

会 員 数	1,637 人	団体 1,612 人、個人 25 人
事 業 所 数	368 事業所	

4 主な実施事業

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員の共済給付に関する事業

5 組織

会 長	共済会を代表し、会務を総理する。
理 事 会	理事(11名以内)をもって構成し、予算・決算・事業計画・事業に関する規則などの承認及び共済会の運営に係る重要事項を審議する。
監 事	会計や財務の業務執行状況を監査する。
顧 問	評議員会や理事会の求めに応じ意見を述べる。
参 与	評議員会や理事会の求めに応じ意見を述べる。
評議員会	会員の内から選出され、共済会の最高議決機関であって、予算・決算・事業計画などを決定する。
事 務 局	共済会の業務を処理する。

第9 補助金交付額

上半期交付額	7,824,000 円
下半期交付額	7,824,000 円
合 計	15,648,000 円

第10 監査の結果

1 所管部課

補助金の交付に係る事務手続き等については、交付申請書類、その他の資料の確認により、昭島市勤労市民共済会補助金交付要綱に基づき、適正に執行されているものと認められた。

また、補助事業の目的である、小規模事業所の従業員及び事業主の福利厚生を図ることについて一定の効果があったものと思料される。

なお、昭島市勤労市民共済会補助金交付要綱は、制定より長い期間が経過していることから、当該補助金に対する昭島市補助金適正化委員会の意見及び他市の状況を調査し必要な見直しを行うとともに、昭島市補助金等の予算の執行に関する規則に従い適切に要綱の改正を行われたい。

2 財政援助団体

補助金に係る会計その他の事務については、昭島市勤労市民共済会事務局運営規程等の諸規程に基づき、管理・執行されており、補助金に係る関係書類、収入命令書、支出命令書、その他証拠となるべき書類の確認を行った結果、適正に処理されているものと認められた。